

# 夜間に飲食店等を営業する皆さまへ

## 飲食店等を営業するにあたって

茨城県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」と記載する。）に、騒音について守らなければならない基準が定められています。快適な環境づくりにご協力ください。



## 1. 規制基準

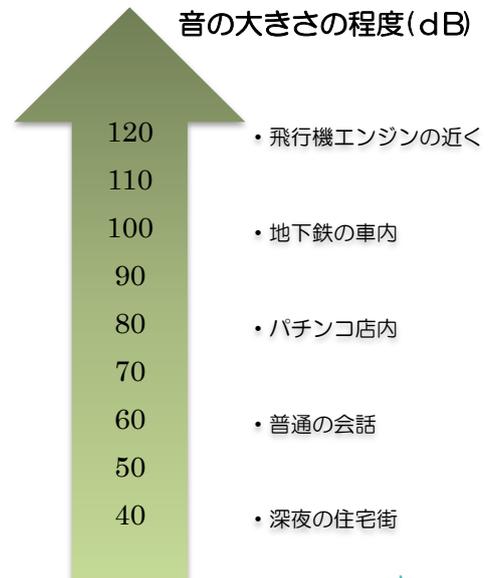
### ○規制の対象となる営業

飲食店営業、喫茶店営業、ボウリング場営業、バッティング練習場営業、ゴルフ練習場営業

### ○規制基準

区域区分		深夜騒音規制基準値 (午後 11 時～翌6時)
第1種区域	第1・2種低層住居専用 地域，田園住居地域	40デシベル
第2種区域	第1・2種中高層住居専 用地域，第1・2種住居 地域，準住居地域	45デシベル
第3種区域	近隣商業地域，商業地域 準工業地域，用途地域の 指定のない地域	50デシベル
第4種区域	工業地域	55デシベル

### 音の大きさの程度(dB)



## 2. カラオケは午後 11 時まで！



規制区域の飲食店、カラオケ店等においては、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、カラオケ装置などの音響機器を使用してはいけません。

### 音響機器

カラオケ装置，ステレオその他の音声機器，録音及び再生装置，有線ラジオ装置，楽器，拡声装置

### 規制区域

第1種区域及び第2種区域並びにその周囲10メートル以内

### 除外規定

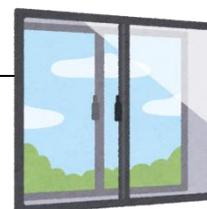
音響機器から発生する音が当該営業所の外部に漏れない措置を講じている場合は、上記の規定の適用を受けません。

**デシベルとは** … 音に対する人の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なります。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数の違いによる人の耳の感覚を加味して、デシベルで表します。10デシベル小さくなれば、音は半減して聞こえます。

### 3. 騒音対策のポイント

- ①出入りの車両については、アイドリングストップを励行して下さい。
- ②店先では大きな声でのお客の送り迎えはしないで下さい。
- ③建物による防音対策は、次のような例があります。

窓・ドア	すき間を遮音用パッキンでうめる または二重構造にする 開放したままにしない
換気扇	吸音材を内張りにしたダクトを取り付ける 開口部を民家側に向けない
エアコン	室外機は設置場所に注意して隣の住宅から離す
カラオケ・ステレオ	音が外に漏れない程度に音量目盛を固定する 音量調整は店の人がする またはお客さんに協力をお願いする
スピーカー	必要最小限の数にする 壁に密着して取り付けない
壁・天井・床	厚手のカーテンをつける 床にじゅうたんを敷く 遮音材・吸音材を効果的に使う



### 4. 罰則

#### ・勧告及び命令

深夜騒音規制基準または音響機器の使用の制限に違反し、周辺的生活環境が損なわれている等と認められるときは、勧告、命令を受けることがあります。

#### ・罰則

命令に従わない場合は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科される場合があります。

#### お問い合わせ先

北茨城市環境産業部生活環境課（電話番号0293-43-1111）

茨城県県民生活環境部環境対策課